

情報ファイル

information file



税

県税からのお知らせ
個人事業税第2期分
納税をお忘れなく

個人事業税の第2期分の納期限は12月2日(月)です。

まだ納めていない方は、最寄りの銀行、農協、ゆうちょ銀行（ゆうちょ銀行代理店の郵便局を含む。）などの金融機関、コンビニエンスストア、県税事務所まで納付してください。

なお、Payeasy（ページー）に対応しているインターネットバンキングやATMを利用して納付することもできますので、ぜひ利用してください。

また、納税には便利で安全な口座振替制度もありますので、希望する方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。（手続の時期によっては、来年度分からの取扱いとなる場合があります。）

※ペイジー・パソコンやATMを利用して税金などの支払いができるシステム

※領収書が必要な方は、金融機関など（ゆうちょ銀行および郵便局を除く。）の窓口で納

付してください。
※コンビニエンスストアでの納付は、納付金額が30万円以下のものにかぎりあります。

問合せ先

愛知県西三河県税事務所県民税・事業税第2グループ
☎0564-2712713

平成26年1月から
県税の還付業務体制が
変わります

現在、各県税事務所で行っている県税の還付業務について、平成26年1月から名古屋東部県税事務所に集約します。

平成26年1月以降、県税の還付についての問合せは、名古屋東部県税事務所までお願いします。

これにより県税還付金の還付請求権譲渡書類の提出先が名古屋東部県税事務所となります。

また、県税還付金の振込先を確認する場合に、管轄の県税事務所だけでなく名古屋東部県税事務所からも行うことがあります。

なお、12月までに管轄の県税事務所から発行する送金支払通知書の再発行についての問い合わせは、管轄の県税事務所をお願いします。

問合せ先

県総務部税務課
☎052-954-6047

県ホームページ
<http://www.pref.aichi.jp/eimu/>

相談

司法書士会による
無料登記相談会

土地・建物の相続、遺言、贈与、売買などの権利に関する登記および会社、法人登記の相談会を行います。

とき 12月7日(土)
午前9時～11時

ところ 市役所1階相談室

※相談を希望する方は、12月5日(木)までにならず電話で予約をしてください。

(予約のない方は、受けられません。)

予約先

愛知県司法書士会西三河支部
所属 予約担当司法書士
海藤洋文事務所
☎52-0150

資源ごみ分別収集のルールを守ってください

分別収集拠点のプラスチック製容器包装のかごの中に、誤って刃物が入っていました。

大変危険です。刃物は、不燃ごみのかごに出してください。
また、刃が人の手に触れないようにして袋に入れてください。
皆さんの協力をお願いします。

問合せ先 市市民生活グループ ☎52-1111(内線263)

